

### 【アメリカ】連邦最高裁判事の任命

連邦最高裁判所は違憲審査権を持ち、その判決は社会に大きな影響を及ぼす。判事の任期は終身であり、死去に際して新たな判事が大統領の指名及び連邦議会上院の承認を受けて任命される。2016年2月のスカリア（Antonin Scalia）判事の死去後、オバマ前大統領の任期中は共和党が承認審査を拒否し、空席が続いていたが、2017年4月7日、トランプ大統領が指名したニール・ゴースッチ（Niel Gorsuch）氏が承認された。これにより、9名の判事の構成は、共和党大統領が指名した5名、民主党大統領指名の4名となった。従来承認のためには上院議員100名のうちフィリバスター（審議妨害）を終了できる60名の賛成が必要であったが、今回の承認では、最初の投票で55名の票しか得られなかった。そのため、共和党は過半数の賛成でフィリバスターを終了できるように上院議院規則を変更した。これは今後の判事の承認手続にも適用され、最終的な手段でもあるため、報道等では「核オプション（Nuclear Option）」と呼ばれている。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <http://thehill.com/homenews/senate/327797-senate-confirms-gorsuch-to-supreme-court-giving-trump-big-win>

### 【アメリカ】国産エネルギー資源と環境に関する大統領令

トランプ大統領は、2017年3月に発表した2018会計年度の予算方針で環境保護庁の予算の31%削減を提案するなど、気候変動・環境保護対策に熱心であった前政権とは逆の姿勢を示している。同年3月28日には大統領令第13783号「エネルギー自立及び経済成長の促進に関する大統領令」を発令した。この大統領令では、①行政規則の見直しを行い、米国内でエネルギー資源の産出・活用を阻害している諸規則の一時停止、改正、廃止の検討、②2015年8月に示された発電所からのCO<sub>2</sub>排出を規制するクリーンパワープラン（CPP）及びそれに付随する規則の廃止、③温室効果ガスの社会的影響を評価する省庁間作業グループを解散し、同グループが作成した報告書は、今後、政府の方針とはみなさないことなどを規定している。大統領令には気候変動に関するパリ協定への直接の言及はないが、米国はCPPの実施によりパリ協定の削減目標を達成することを目指していたため、その廃止は、事実上合意の破棄を意味するとみられている。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-03-31/pdf/2017-06576.pdf>

### 【アメリカ】議会審査法による個人情報保護規則の廃止

2017年1月に開始した連邦議会では、議会審査法（5 U.S.C. Ch.8）が定める手続により、オバマ政権末期に発表された複数の行政規則を廃止している（本誌271-1号（2017年4月）pp.4-5参照）。2016年10月、連邦通信委員会は、インターネットサービスプロバイダ（ISP）が利用者の閲覧行動等の情報を第三者（広告主など）に提供する際には、顧客の事前許可を必要とする規則を発表したが、この規則も同法の手続により廃止されることになった（P.L.115-22、2017年4月3日制定）。廃止の理由は、グーグルなどのインターネット企業も同様に利用者の情報を利用しているため、ISPだけに厳しい規制を課すのは不公平だというものであるが、ISPが保持する個人情報インターネット企業よりも詳細なものであるとの声もある。なお、この規則の根拠である利用者の個人情報保護の連邦法における規定（通信法第222条（47 U.S.C. §222））は有効であり、詳細を定める規則が廃止されたことで、同法の規定の運用が課題となっている。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-joint-resolution/34>

### 【カナダ】心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策法案

現在、連邦議会下院に「PTSD に関する連邦政府の枠組み法」(Federal Framework on Post-Traumatic Stress Disorder Act) 案（議員提出法案：C-211）が付託されている（2016年1月28日提出、同年12月から2017年3月に第2読会開催、2017年4月現在、下院保健委員会で審議中）。同法案は、前文で、職務の性質上、心理的負荷を負いやすい消防士や軍人、警察官などが、PTSDに係る直接的で時宜を得た医療支援を受ける必要性に言及している。本則は全5か条であり、第3条は、保健大臣が、法施行後12か月以内に、国防大臣や地方自治体及びPTSD患者団体の代表などから成る会議を開催し、連邦政府によるPTSD問題への対策に係る基本的枠組み（以下「枠組み」）を策定することを定めている。同法案は、そのほか、法施行後18か月以内に保健大臣が枠組みを報告として議会に提出し、公衆衛生局のウェブサイトで公開すること（第4条）、議会への報告後5年以内に同局が枠組みの有効性を検証すること（第5条）などを定めている。（海外立法情報調査室・鈴木 滋）

・ [http://www.parl.gc.ca/content/hoc/Bills/421/Private/C-211/C-211\\_1/C-211\\_1.PDF](http://www.parl.gc.ca/content/hoc/Bills/421/Private/C-211/C-211_1/C-211_1.PDF)

### 【カナダ】水銀を含む蛍光灯の安全廃棄に関する法律案

2017年1月31日、連邦議会下院で、「水銀を含む蛍光灯の安全な廃棄に関する法」(An Act respecting the development of a national strategy for the safe and environmentally sound disposal of lamps containing mercury) 案（議員提出法案:C238）が可決された。カナダでは近年、省エネの観点から白熱電球の規制が進み、代わって電球型蛍光灯（CFL）が普及した。しかし、CFLは水銀を含み、埋立て等の廃棄方法では、土壌や水質の汚染が避けられない。一般家庭へのCFL普及率は9割に迫る一方、適切に廃棄されているものは半数程度にとどまるとの政府統計もある。同法案は全4か条から成り、安全廃棄に関する国の責務を定める。環境大臣は、州政府、関係省庁、業界団体等と連携し、処理施設の設置基準の策定、国民への啓発活動等を含めた安全廃棄に関する総合戦略を策定すること（第2条）、法律成立から2年後をめどに、総合戦略及び各種施策について議会報告を行い、その内容を環境省のホームページで公表すること（第3条）、以後5年ごとに施策の効果を検証し、改善案とともに議会報告を行うこと（第4条）等がその主な内容である。（海外立法情報課・塚田 洋）

・ [http://www.parl.gc.ca/content/hoc/Bills/421/Private/C-238/C-238\\_3/C-238\\_3.PDF](http://www.parl.gc.ca/content/hoc/Bills/421/Private/C-238/C-238_3/C-238_3.PDF)

### 【EU】欧州の将来に関する白書の公表

欧州委員会は2017年3月1日、今後のEU統合のあり方に関する白書を公表した。同白書は、イギリスのEU離脱を踏まえ、残る27か国で2025年までに目指すEUの将来像について、次の5つのシナリオを示している。①現状維持を基本として、2016年9月の加盟国間の合意に沿ってEU改革を実施する、②単一市場に係る政策のみに集中し、それ以外の分野については各加盟国又は2国間協力等で対応する、③27か国の枠組みを維持しつつも、希望する加盟国が先行して、治安、防衛、税制、社会政策といった特定の政策分野において統合を強化できるようにする、④加盟国が合意する優先分野に絞ってEUの権限を強化し、その他の分野についてはEUとしての取組を停止又は縮小する、⑤加盟国が権限や財源等を一層共有し、全ての政策分野において統合を深化する。今後、EU機関、加盟国政府、市民社会レベル等における幅広い議論を経て、2017年12月の欧州理事会で何らかの指針が採択される予定となっている。（海外立法情報課・島村 智子）

・ [https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/white\\_paper\\_on\\_the\\_future\\_of\\_europe\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/white_paper_on_the_future_of_europe_en.pdf)

### 【EU】ビザ免除停止メカニズムの改正

欧州では、域外から渡航する短期滞在目的の外国人に対して、共通の査証制度（いわゆる「シェンゲン・ビザ」）を設けており、日本を含め、ビザが免除される国についても共通化されている。ビザが免除されている国に対して、非正規移民の急増等の緊急時に一時的にビザを復活するため、2013年に「ビザ免除停止メカニズム」が導入された。2017年3月8日、このメカニズムを強化するための規則が官報で公布された（Regulation(EU)2017/371）。今回の改正規則によりビザ免除の停止要件が拡大され、入国を拒否される者や在留期間を超過した者、認定率の低い難民申請が急増した場合に加え、重大犯罪など治安上のリスクが高まった場合にもビザ免除の停止が可能となった。また、迅速に免除を停止できるよう、手続開始に必要な期間を従来の6か月間から2か月間に短縮した。その他、従来は緊急事態にある加盟国自身の通知により手続が開始されることとなっていたが、加盟国に加え、欧州委員会にも通知の権限が与えられた。（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R0371>

### 【EU】農産食品に関する公的な検査の強化

農産物の生産から食品としての消費に至る一連の過程（アグリフードチェーン）において加盟国当局が行う、食品や衛生に係る公的な検査を強化するため、新たな規則が2017年4月7日に官報で公布された（Regulation(EU)2017/625）。新規則は、従来の規則（Regulation(EC)No882/2004）に代わり制定されたもので、食品の安全性や品質の確保に加えて、生産履歴管理の強化や食品偽装問題への対策を目的としている。これまで複数の指令又は規則に分かれていた規制内容も統合したもので、全8編167か条及び附表から成る。規制の対象は、食品、飼料、植物衛生、農薬、動物衛生、食品の地理的表示、有機農法など広範囲にわたり、アグリフードチェーンの全ての段階における事業者が含まれる。新規則は、加盟国が、リスクの度合いに応じた頻度や内容で、特段の必要がない限り事前予告なく検査を実施する義務を定めている。また、違反者に対する罰則規定を設けることや、域外から輸入される農産食品の検査についても規定している。（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R0625>

### 【イギリス】EU 離脱に向けた法整備

政府は2017年3月30日、「EU 離脱に向けた法整備」と題する白書を公表した。この白書は、英国のEU加盟の法的根拠である「1972年欧州共同体法（European Communities Act 1972 c.68）」の廃止等を規定する法案（Great Repeal Bill）の概要を記したものである。白書公表の狙いは、3月29日に開始されたEUとの離脱交渉に関連して、2年後のEU離脱時に発生する法制度上の不安定性を抑えることにある。白書によると、法案の主な規定は以下のとおりである。英国法に対するEU法の優位性や、欧州司法裁判所の判断に英国司法が従う義務を規定する1972年欧州共同体法を、EU離脱の日に廃止する。さらに、従来EU法で管理・規制されてきた多くの分野において、1972年欧州共同体法廃止によって法秩序が乱れることを防ぐため、過渡的な措置として現行のEU法を英国法へ読み替えることで、EU離脱後もそのまま適用する。EU離脱後、英国法に読み替えられたEU法と対立する新たな英国法が制定された場合には新法が優先される。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <https://www.gov.uk/government/publications/the-great-repeal-bill-white-paper>

### 【イギリス】婚姻登録情報の電子化

2016年6月29日、婚姻に関する登録情報の維持管理を容易にすることを目的とした「婚姻登録法案 (Registration of Marriage Bill)」が下院に提出された。英国での一般的な婚姻は、行政機関が発行した婚姻証明書を教会に提示して挙式する方式であり、その手続の煩雑さと、行政機関と教会が二重に婚姻情報を持つ非効率性がかねてから指摘されていた。法案は、「1949年婚姻法 (Marriage Act 1949 c.76)」に基づく規則制定権を国務大臣に与え、婚姻登録情報の一元化を図るものである。具体的には、行政機関の登録情報と教会の「婚姻登録簿」の情報を新たに「婚姻表」に統合し、行政機関がデータベースで管理する方法を導入する。統合対象の婚姻登録簿は約84,000冊あると言われる。これらのデータベース化予算は約130万ポンドと見積もられている一方、事務経費の節約効果は今後10年で約2950万ポンドを上回ると試算されている。法案は、2017年4月現在、下院で審議中である。(1ポンドは約141円)

(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/registrationofmarriage.html>

### 【イギリス】動物保護の強化に関連する法案

イギリスは、歴史的に最も早く動物保護の制度整備に取り組んだ国とされる。各政党の動物保護に対する関心は高く、2016-2017年会期も、与野党の議員から複数の法案が提出されている。動物保護の基本法である「2006年動物福祉法 (Animal Welfare Act c.45)」を改正し、厳罰化を進める法案としては、「動物闘技の量刑に関する法案 (Animal Fighting (Sentencing) Bill)」と「動物虐待の量刑に関する法案 (Animal Cruelty (Sentencing) Bill)」がある。前者は動物闘技(雄牛とブルドッグを戦わせる「牛いじめ」等)禁止規定への違反者に対して、最長2年の拘禁刑と上限なしの罰金、後者は動物虐待禁止規定への違反者に対して、最長5年の拘禁刑と上限なしの罰金を科すとしている。現在の2006年動物福祉法では、どちらの違反者に対しても最長51週の拘禁刑が科されると規定されている。2017年4月現在、法案はいずれも下院で審議中である。

(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/animalfightingsentencing.html>

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/animalcruelty sentencing.html>

### 【フランス】刑事訴訟法における時効に関する規定の改正

2017年2月27日、「刑事における公訴時効を改革する法律」が制定された。刑事訴訟法典に定める公訴時効期間は、犯罪により別の法律や条文で例外的な期間が規定されたり、期間や起点の解釈に判例によるばらつきがあると指摘されてきた。そうした状況の改善と犯罪抑止効果の強化を目的として2014年に下院法務委員会により報告書が策定され、その指摘と提案に基づきこの法律が制定された。法律は刑事訴訟法典を改正するもので、まず重罪について、①公訴時効期間を10年から20年に延長する、②戦争犯罪及び人道に対する罪には時効を設けない、③一定の犯罪(テロ関連、麻薬取引、性犯罪等)については現行の例外的な規定を維持するとされた。軽罪については、①が3年から6年への延長、③は同様である。また時効期間の起点を犯罪の発生日とする原則を改めて明確にし、一方、発生日が不明瞭な場合の起点の繰延べ、時効期間が中断されるケースの明瞭化・詳細化が行われた。

(文教科学技術調査室・豊田 透)

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/2/27/JUSX1607683L/jo/texte>

### 【フランス】中絶妨害罪の強化

フランスでは 1975 年以來「自由意思による妊娠中絶 (IVG)」が全ての女性の基本的権利として合法化され、医療保障面での法整備が進められる一方、1993 年に IVG を妨害する行為又はそれを意図する行為が犯罪 (以下「中絶妨害罪」) として規定された。この妨害とは、当初は施術施設に入ることへの物理的な妨害、道義的・心理的な脅迫・圧迫であったが、2004 年に不正確な医学情報を与え IVG を妨害する行為も加えられた。中絶妨害罪に対する刑罰は 2 年の拘禁刑及び 30,000 ユーロ (約 360 万円) の罰金とされている。さらに、インターネット上でこうした意見・情報を流布して妨害・脅迫する行為についても罰することができるよう、2017 年 3 月 20 日、「中絶妨害罪の拡張に関する法律」が制定された。法律は反対派から意見・表現の自由の侵害として憲法院での合憲性審査に付された。憲法院は法律を合憲としながらも、不特定多数へ向けられた内容は妨害・脅迫とはみなされないこと、単なる意見は対象ではないこと等の留保を付した。(文教科学技術調査室・豊田 透)

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/3/20/AFSX1632341L/jo/texte>

### 【ドイツ】女性クオータ制導入後、初の報告書発表

2015 年 4 月に成立、同年 5 月 1 日に施行された女性クオータ法 (BGBl. 2015 I S. 642) は、従来 of 公的部門に加え民間企業においても指導的地位にある女性の比率を高めることを目的としたものである (本誌 263-1 号 (2015 年 4 月) pp.12-13 参照)。一定基準に該当する民間企業は、①2016 年以降に監査役会の新委員を選出する場合には 30%以上を女性にすること (対象企業は約 100 社)、②管理職の女性割合引上げ目標及び目標達成時期を 2015 年 9 月末までに定めること (対象企業は約 3,500 社) が義務付けられた。2017 年 3 月 8 日の国際女性デーに政府が発表した初めての報告書によれば、①は対象企業全社が達成し、②についても 7 割を超える対象企業が設定を終えており、女性クオータ法制定が女性登用に対し効果があったことが示された。報告書には、連邦各省における男女平等指標も掲載されており、2015 年の政府機関における指導的地位にある女性比率は 30%を超え、女性登用の良い見本となっていると評価されている。 (海外立法情報調査室・泉 眞樹子)

・ BT-Drucksache 18/11500.

### 【ドイツ】求職外国人への公的扶助給付制限

職を求めて入国し合法的に滞在する外国人に対し、公的扶助の給付を制限する法律が 2016 年 12 月に制定、施行された (BGBl. 2016 I S. 3155)。同法により、EU 加盟国国籍を持つ外国人であっても EU 自由移動法による実質的滞在権を持たない者や、求職活動が可能な滞在権だけでドイツに滞在している外国人等は、求職者基礎保障制度 (稼働能力のある現役世代とその家族を対象とした公的扶助制度。社会法典第 2 編) と社会扶助制度 (稼働能力のない者を対象。社会法典第 12 編) による給付が制限される。合法的に滞在する外国人への公的扶助制限はこれまでも実施され、EU 司法裁判所 (本誌 262-1 号 (2015 年 1 月) p.26 参照) や連邦社会裁判所 (BSG) が追認しており、今回の立法措置は制限対象となる人的範囲を明確化したものである。ただし、中断のない合法的な滞在が 5 年を超えれば、公的扶助への請求権が認められる。助力が必要な外国人には、出国するまで 1 か月以内の食費・宿泊費と、帰国に充てる費用が支給される。(海外立法情報調査室・泉 眞樹子)

・ <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2016/kw48-de-grundsicherung-auslaender/481870>

### 【ドイツ】ストーカー被害者の保護

ストーカー被害者保護を強化する目的で、刑法典等が改正された（BGBl. 2017 I S.386, 2017年3月10日施行）。主な改正点は、次のとおりである。①従来、ストーカー行為は、被害者が住所や勤務先を変更した場合など、被害者の生活に重大な影響を与えた場合に処罰可能であった。したがって、被害者が外形上生活を変えずに被害に耐えている場合には、当該行為を処罰できなかった。改正により、生活への影響という外形を伴わなくとも、実態として被害が認められる場合には、ストーカー行為の処罰が可能となった（刑法典第238条）。②従来、ストーカー行為は、被害者本人が訴追することも可能であった（私人訴追）。そのため、検察官は、被害者にこの制度を教示して刑事手続を打ち切ることがあった。しかし、被害者自らが訴追して加害者と向き合う精神的負担に配慮し、今回の改正により、ストーカー行為は私人訴追の対象から除外された（刑事訴訟法第374条）。

（議会官庁資料課・渡辺 富久子）

・BT-Drucksache 18/9946, 10654.

### 【ロシア】クリミア半島における転居、滞在及び居住登録義務の撤廃

2017年4月3日連邦法第65号「連邦法「ロシア連邦の領域内における転居、滞在地の選択及び居住の自由に関するロシア連邦市民の権利について」第5条及びロシア連邦行政規則違反法典の改正について」が施行された。同法によって1993年6月25日連邦法第5242-1号「ロシア連邦の領域内における転居、滞在地の選択及び居住の自由に関するロシア連邦市民の権利について」第5条に新たな条文が追加され、クリミア半島内で住民登録を行ったロシア連邦市民は、同半島内の他の地域に滞在する場合でも滞在登録が不要となった。また、ロシア連邦行政規則違反法典が改正され、登録を行うことなくクリミア半島内の他地域に滞在した場合の罰則が廃止された。ロシアは2014年3月にウクライナ領クリミア半島を自国に編入したと主張しているが、ロシア連邦市民が同半島内に転居、滞在及び居住する際には制限が設けられていた。クリミア半島の扱いをロシア本土と同等とすることにより、実効支配を強化する目的があるものと見られる。（海外立法情報課・小泉 悠）

・[http://www.consultant.ru/document/cons\\_doc\\_LAW\\_214784/3d0cac60971a511280cbba229d9b6329c07731f7/#dst100009](http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_214784/3d0cac60971a511280cbba229d9b6329c07731f7/#dst100009)

### 【ロシア】連邦予算の策定権限の変更

2017年3月28日連邦法第48号「ロシア連邦予算法典の改正について」が施行された。同法により、連邦予算の策定に関する連邦政府の権限が強化され、連邦構成主体政府及び地方自治体の権限が縮小された。第一に、連邦予算法典第173条第6項に新たな条文が追加された。従来の規定では連邦予算を策定する際の指針となるよう連邦政府、連邦構成主体政府及び地方自治体が社会・経済的状況の予測を行うとされていたが、これに加えて連邦政府が関税及び税率に関する基本方針を策定する権限が規定された。第二に、長期的な予算方針に関する権限分担について規定した2014年10月4日連邦法第283号「ロシア連邦税法典及び連邦法「国家（地方自治体）の機関の法的地位の改善に関するロシア連邦の個別の法令の改正について」第1条第11項が改正され、連邦構成主体政府及び地方自治体は関税及び税率に関する基本方針の策定に関与する権限を失った。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・<http://kremlin.ru/acts/bank/41787>

### 【韓国】原子力安全委員会所属公務員に対する特別司法警察権の付与

2016年12月20日、原子力規制業務を所管する原子力安全委員会に所属する公務員に特別司法警察職員としての地位を付与するため、「司法警察官吏の職務を遂行する者及びその職務範囲に関する法律」が改正された（2017年6月21日施行）。今回の法改正により、原子力安全委員会又はその所属機関に勤務し、原子力安全管理に関連する調査、取締り等の事務に従事する国家公務員に対し、特別司法警察職員（警察官ではないがそれに準じた職務を遂行する者）として犯罪捜査等を行う権限が付与された。ただし、原子力関連施設内の犯罪であっても通常の警察による捜査の方が効率的に対処できる場合もあるため、対象となる犯罪は検査妨害、虚偽報告等、所属機関の管轄区域で発生し捜査に原子力安全管理に関する専門知識を要する犯罪（「原子力安全法」第116条～第118条、第120条、「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法」第49条～第51条、「生活周辺放射線安全管理法」第29条及び第30条で規定するもの）に限定された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_N1N6E0V7H2R5U1V1J2T2L1Y3W3F4H1](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N1N6E0V7H2R5U1V1J2T2L1Y3W3F4H1)

### 【韓国】樹木医制度の導入

近年、韓国では、街路樹や公園など、緑に囲まれた生活環境に対する需要が高まる一方、樹木の専門家でない消毒業者等が、毒性の強い農薬を使用する等の不適切な方法で樹木の管理を行っていることが問題となっている。専門家による樹木の安全で適正な管理を行う体制を整備するため、2016年12月8日、樹木医制度の導入を骨子とした「山林保護法」一部改正案が国会本会議で可決され、同月27日に公布された（樹木医制度に係る条項は2018年6月28日施行）。今般の法改正により、樹木の調査、診断、治療等を行う専門家である「樹木医」と、樹木医の診断・処方の下で治療等を行う「樹木治療技術者」の資格制度が新設され、無資格者の樹木診療に対する罰則規定（500万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の罰金）が設けられた。また、原則として、広域自治体に対して樹木病院としての登録を行った法人に限り、樹木診療事業を認める条項も新設された。樹木病院の登録要件（必要な有資格者数等）は、今後下位法令で定められる。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_U1G6K1U1A2Q8S1E6O4M8A3C7N4X2M8](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U1G6K1U1A2Q8S1E6O4M8A3C7N4X2M8)

### 【韓国】ハイリスク妊娠及び不妊治療への対応を強化

近年、韓国では晩婚化が進行しており、高齢での出産（35歳以上）の割合も増えている。統計庁の『2015年出産統計』によると、2015年の出生数（約43万8400人）の23.9%が高齢出産によるものであり、全体に占める割合は、2005年（10.6%）の2倍以上となっている。2016年11月17日、「母子保健法」一部改正案が国会本会議で可決され、高齢妊娠、多胎妊娠等のハイリスク妊娠及び不妊治療への対応が強化された（2016年12月2日公布、2017年6月3日施行）。今回の法改正により、国・地方公共団体が産前・産後うつ検査及びハイリスク妊産婦の治療施設・機器等に係る支援を行う根拠規定が整備された。また、政府が設置を進める中央不妊専門相談センター（相談、教育、調査研究等）及び地域ごとの不妊専門相談センター（相談、教育等）の設置根拠も設けられた。なお、母子保健法では、不妊を「夫婦が避妊をしない状態で夫婦間の正常な性生活を行っているにもかかわらず、1年を過ぎても妊娠しない状態」と定義している。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_A1S6E1Y1A0M7R0U9D4I0W2Q0I0B8Y7](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A1S6E1Y1A0M7R0U9D4I0W2Q0I0B8Y7)

### 【中国】生活ごみ分別制度実施計画の策定

中国では近年、国民の生活が豊かになる中で、増え続ける生活ごみの処理が大きな課題となっている。中国の環境保護法は、生活ごみの分別処理及び回収利用を各地方政府に義務付け（第 37 条）、国民にも生活ごみの分別を義務付けている（第 38 条）。また、固体廃棄物環境汚染防止法にも、都市部の生活ごみは分別収集の段階的な実施により合理的利用と無害化を進めなければならないとの規定が設けられている（第 42 条）。現在、政府は分別推進を環境政策の重点の 1 つと位置付けて対策を進めているが、関連技術・施設の整備の立遅れ、国民意識の不十分さなどの問題もあり、まだ十分な成果を上げるには至っていない。2017 年 3 月 18 日の国務院弁公庁通知「生活ごみ分別制度実施計画」は、「減量化、資源化、無害化」の原則の下に、生活ごみの分別、回収、再利用、最終処理等について 2020 年末までの具体的な取組と達成目標を定めるものである。取組は大都市とモデルとなる幾つかの中規模都市において先行実施される。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ [http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/30/content\\_5182124.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/30/content_5182124.htm)

### 【中国】障害予防及び障害者リハビリテーション条例の制定

2017 年 1 月 11 日、国務院常務会議で障害予防及び障害者リハビリテーション条例（全 36 か条）が制定された（同年 2 月 7 日公布、7 月 1 日施行）。中国政府は近年、総数約 8500 万人に上る国内の障害者の権利利益の保障をより十全なものとするため、法整備を含め施策を強化している。障害者保障法に基づき制定された同条例は、障害予防について、妊婦・新生児検診等の強化、伝染病・風土病の予防等の医学的側面のみならず、産業事故、交通事故、自然災害等の事故・災害対策、食品・医薬品の管理強化、環境汚染対策等、障害の原因となり得る各種の要素に対する予防策を強化することを定めている。また、障害者のリハビリテーションについては、各地方政府に対し関連施設及び専門要員の計画的な整備拡充、費用の無償化又は一部補助、バリアフリー化の推進等を求めている。なお、同条例の制定と併せ、障害者教育の更なる拡充を目的として障害者教育条例の改正も行われた（本誌 271-1 号（2017 年 4 月）p.33 参照）。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/xzfg/201702/20170200482768.shtml>

### 【台湾】電気事業法の改正

2017 年 1 月 11 日、台湾立法院で電気事業法改正案が可決され、1 月 26 日に改正法（全 97 か条）が公布された。1947 年に制定された同法は既に 9 回の改正を経ているが、電気事業の管理体制や事業主体に関する規定は 50 年間改正されず、公営企業の台湾電力による事業の独占が続いていた。今回の改正は、電力の安定供給を前提とする電力市場の自由化の実現と再生可能エネルギーの普及を目的とし、章立ても含め規定が全面的に改められた。再生可能エネルギー発電事業者による電力の直接販売を公布後 2 年半以内に可能とすること、台湾電力を公布後 9 年以内に発電事業者と送配電・小売業者に 2 分割すること、公共部門の電力調達において一定割合の再生可能エネルギー購入を義務化すること、一元的な電力取引情報共有化システムを構築すること、電力自由化後の価格安定のため中央政府が電気価格安定化基金を設立すること等のほか、原子力発電所の運転を 2025 年までに完全に停止するという規定も盛り込まれた。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/tspdf2?7288:3-37>



### 【オーストラリア】人種差別禁止法等改正をめぐる動向

2017年4月12日、1986年人権委員会法等を改正する法律（Human Rights Legislation Amendment Act 2017）が制定された（2017年法律第32号）。同法の審議において議論を招いたのが、1975年人種差別禁止法 Part II A § 18C の人種、皮膚の色、民族的出自又は出身国を理由にした差別を禁止する規定の改正である。政府の提出した法案は、個人や集団に対し、「侮辱し（insult）、不快感を与え（offend）、又は屈辱を与える（humiliate）」ことを禁止するとしていた規定を、「嫌がらせをする（harass）」ことを禁止する規定に改めようとしたものであった。しかし、禁止規定の効果を弱めるものとして批判の対象となり、上院において、保守連合以外の反対により、この条項の改正は見送られ、人権委員会の効率化等を図る内容のみが可決された。なお、現在政権を担当している保守連合は、当該規定が表現の自由を理不尽に制限するものであるとして、2014年にも同様の改正の動きを見せていたが、改正への支持が広がらず、法案提出を断念していた。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00032>

### 【オーストラリア】法人税引下げに関する法改正

2017年3月30日、法人税引下げに関する政府提出法案（Treasury Laws Amendment (Enterprise Tax Plan) Bill 2016）が、小政党との協議による修正を経て、上院で可決された。同法案は、提出時には、次のような内容であった。①年間売上げ1000万豪ドル（1豪ドルは約87円。以下「ドル」）未満の企業に対して、2016-17年度における法人税を28.5%から27.5%に引き下げる。②当該引下げを、2022-23年度までに年間売上げ10億ドル未満の企業に拡大する。③2026-27年度までに、全企業について法人税を25%に引き下げる。上院では与野党ともに過半数を握っておらず、法案可決には小政党との妥協が必要となっている。この法案についても小政党との協議が行われ、③の対象となる企業を年間売上げ500万ドル未満の企業に限定した上で段階的な引下げを認める修正がなされた。なお、野党労働党は、年間売上げ200万ドル未満の企業に限り27.5%に引き下げるという、より限定的な政策を主張していた。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2016B00087>

### 【オーストラリア】航空機及び船舶等の安全強化に関する法改正

2017年3月28日、2004年航空輸送安全法及び2003年海上輸送及び沖合施設安全法を改正する法律（Transport Security Legislation Amendment Act 2017）が制定された。2004年法及び2003年法の目的は、航空機、港湾等、船舶及び沖合の石油・天然ガス開発施設をテロ活動等の違法な干渉から保護することであり、今回の改正は、こうした保護の強化を図るものである。改正の主な内容は、①空港において、空港職員及び搭乗者のみが立入可能な区域（airside areas）に入場する際の従来検査に加えて、当該区域で働く空港職員や請負業者等の「インサイダー」がテロ活動を実行又は補助することを防ぐ目的で、当該区域内での人物、乗物及び物品に対する検査を強化すること、②より柔軟な対応を可能にする目的で、インフラ及び地域開発大臣が2004年法及び2003年法の下で権限を委任できる範囲を、より現場に近い下位の行政機関職員まで拡大することである。当該権限には、各空港の輸送の安全確保のための計画の承認等が含まれる。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00018>